

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」

標記につきましては、今般、岩手労働局から岩労発基 0601 第 2 号(6 月 1 日付)により、下記のとおり内容の改正がありましたので、あらためて会員事業場等の皆様へお知らせいたします。

なお、厚生労働省のホームページに掲載されている「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」につきましても、随時更新されていますので、併せて周知に御活用をお願いします。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和 2 年 6 月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和 2 年 10 月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた

放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）第20条の規定に基づく健康診断、法第66条第3項を根拠とする労働安全衛生規則第48条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）第7条から第9条の2までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

【厚生労働省 HP の掲載先】

(企業（労務）の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

(労働者の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue

[fever_ga_00018.html](#)

(※上記ページは、厚労省 HP の「新型コロナウイルス感染症について」のページからリンクが貼られています。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html